

# 掛金限度額変更手順書

2004年10月より、企業型確定拠出年金の事業主掛金限度額が以下のように変更されます。

	現在の限度額	変更後の限度額
他の企業年金がない場合	36,000円	46,000円
他の企業年金がある場合	18,000円	23,000円

NENKIN-DC/人事では、上記限度額をシステム上で管理し、社員一人一人の掛金の限度額チェックを行っています。今回の制度変更に対応するため、システムで管理している限度額を変更する必要があります。以下の手順で変更作業を実施してください。

## 変更作業実施期間

**当月掛金翌月拠出のお客様** : 10月拠出業務終了後 ~ 11月拠出業務開始前

**当月掛金当月拠出のお客様** : 9月拠出業務終了後 ~ 10月拠出業務開始前

## 変更手順

1. NENKIN-DC/人事システムを起動し、ログインします。
2. 【会社情報登録】 - 【全社共通情報登録】 - 【確定拠出年金条件設定】を起動すると、以下の画面が起動します。

他の企業年金がない場合

他の企業年金がある場合

3. 矢印キーまたはマウスで“拠出限度額 (月額)”にカーソルを位置づけ、新しい限度額を入力します。この時“拠出限度額 (年額)”は自動計算されるため、入力不要です。入力後は【確認】ボタンを選択します。
4. 入力内容に間違いがないかを確認後、【適用】ボタンを選択します。メニュー画面に戻ります。

掛金限度額変更の手順は以上で終了です。